



『生活援助型訪問サービス』を始めませんか？

平成 29 年 4 月にスタートした本市の総合事業のうち、訪問型サービスの 1 つである「生活援助型訪問サービス」への参入について、ご検討くださいますようお願いいたします。

なお、このサービスは、訪問介護の人員基準を緩和したサービスであり、ヘルパーの資格をお持ちでない方でも、本市が開催する **2 日間の「生活援助型訪問サービス従事者研修」を受講すれば、サービスに従事できる**ようになります。

★ 生活援助型訪問サービス従事者研修について ★

千葉市では年に 2 回、生活援助型訪問サービス従事者研修を行っています。

※生活援助型訪問サービスの指定を受けていない事業所の方でも、参加 O.K です！
(本サービスへの参入予定の有無も問いません。)

「本研修修了者をサービス従事者としたことが、人材確保につながった」との声も聞いております

生活援助型訪問サービスとは！？

- 要支援 1・2 の方の居宅を訪問し、身体介護を伴わない「買物」、「掃除」、「洗濯」、「調理」などの家事支援を行います。
- 千葉市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型のサービスの 1 つであり、本市の指定を受けることで、本市の被保険者に対するサービスを提供することができます。
- 訪問介護の人員基準が緩和されています。
⇒ヘルパー資格を有する常勤の管理者がサ責（訪責）を兼務すれば、訪問介護員等は本研修修了者のみでも事業を始めることができます！

区分	居宅サービス		介護予防・日常生活支援総合事業	
	訪問介護		訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス
利用対象者	要介護者		要支援者	要支援者
提供するサービス	身体介護・生活援助・通院等乗降介助		身体介護	生活援助
人員基準	管理者	常勤 1 人 ※同一敷地内の業務と兼務可	同左	常勤 1 人 ※同一敷地内の業務と兼務可
	サービス提供責任者 訪問事業責任者	常勤専従 1 人以上（利用者数が 40 人を超えるごとに 1 人追加） 【資格要件】 訪問介護員等と同じ	同左	常勤換算方法で 1 人以上 ※左記の 2 つのサービスと一体的に運営する場合は、当該サービスのサービス提供責任者で O.K! 【資格要件】 訪問介護サービスと同じ
	訪問介護員等	常勤換算 2.5 人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員 1 級又は旧 2 級課程修了者	同左	必要数 ※1 人でも O.K! 【資格要件】 左記に加え、本市が実施する「生活援助型サービス従事者研修修了者」も O.K!